

日医発第 1701 号(健Ⅱ)
令和 5 年 1 2 月 2 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会会長
松 本 吉 郎
(公印省略)

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定率について

令和 6 年度の障害福祉サービス等報酬改定率につきましては、12 月 20 日の大臣折衝を踏まえ、プラス 1. 1 2 % となりましたのでご連絡申し上げます。

(添付文書)

- ・ 障害福祉サービス等報酬改定について
(厚生労働省報道発表資料 令和 5 年 12 月 20 日)
- ・ 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期について
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／こども家庭庁支援局障害児支援課 令和 5 年 12 月 20 日事務連絡)

障害福祉サービス等報酬改定について

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 + 1. 1 2 %

なお、改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+ 1. 5 %を上回る水準となる。

事務連絡
令和5年12月20日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期について

日頃より障害保健福祉制度及び児童福祉制度の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ予算編成過程において検討を進めておりましたが、今般、全ての障害福祉サービス等について、これまでと同様に、令和6年4月1日施行とすることといたしましたのでお知らせします。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における福祉・介護職員の処遇改善分については、令和5年度補正予算における福祉・介護職員の処遇改善のための措置が令和6年5月まで講じられていることから、令和6年6月1日施行とします。